

下記のとおり、一般競争入札を行うので、一般財団法人札幌市環境事業公社契約規程第 8 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 7 月 2 日

一般財団法人札幌市環境事業公社

理事長 渋谷 芳 生



1 契約担当部署

郵便番号 060-0031 札幌市中央区北 1 条東 1 丁目 4 番地 1 サン経成ビル 7 階
一般財団法人札幌市環境事業公社総務部総務課 (電話 011-219-2508)

2 入札に関する事項

- (1) 役務の名称 収集伝票用 112mm サーマルロール購入
- (2) 調達案件の仕様書 入札説明書による
- (3) 履行期間 令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日まで
- (4) 入札方法 単価で行う。なお、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まないサーマルロール 1 巻当たりの単価金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「製造業」、中分類「出版・印刷業」、小分類「印刷」に登録されていること。
- (2) カーボン印刷が可能であること。
- (3) 指定場所(仕様書に記載された納品場所)へ月ごとに指定箱数を分納することが可能であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (7) 親会社と子会社の関係にある場合
- (i) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (i) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 67 条第 1 項又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ね

ている場合

- (7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、問い合わせ先 上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法 上記1の場所にて交付する。
- (3) 入札説明書の交付期間 令和6年7月2日(火)9時～令和6年7月9日(火)16時(土曜日、日曜日を除く。なお、配布開始日及び終了日以外は8時30分から17時まで交付)
- (4) 入札の日時及び場所 令和6年7月16日(火)10時00分 一般財団法人札幌市環境事業公社本社大会議室(札幌市中央区北1条東1丁目4番地1 サン経成ビル2階) 送付による提出は認めない。
- (5) 開札の日時及び場所 入札後、入札会場にて直ちに開札する。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 一般競争入札執行前に、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金を免除することができる。
- ア 保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。
- イ 過去3年間に公社と何らかの契約を締結し、かつ、その契約を全て誠実に履行しており、本契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- ウ 過去3年間に各種官公庁又は民間企業等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、その契約を全て誠実に履行しており、本契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。その際は、契約書の写しを提出すること。
- エ 上記に定めるもののほか、契約締結しないこととなるおそれがないと理事長が認めるとき。
- (2) 契約保証金 公社が必要と判断した場合は、契約保証金の納入を求めることができる。
- (3) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- ア 所定の入札保証金を納入しなかった者の入札
- イ 入札書に記名、又は押印がなされていない入札
- ウ 入札書の入札金額を訂正した入札
- エ 2枚以上の入札書を提出した者の入札
- オ 入札書の内容が確認できない入札
- カ 入札に関し不正の行為をした者の入札
- キ その他一般財団法人札幌市環境事業公社契約規程に定める入札に関する条件に違反した入札
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 無
- (6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

一般財団法人札幌市環境事業公社契約規程第14条に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、(かつ、最低制限価格以上の価格のうち、)最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ、下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、(かつ、最低制限価格以上のうち、)最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。なお、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。